

# 「昌平小学校いじめ防止基本方針」

平成26年5月30日 策定  
千代田区立 昌平小学校

## 1 基本方針

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、その子供の将来をも奪ってしまう行為でもある。人間として絶対に許されない人権侵害である。いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的認識の下、いじめた側が100%悪いとの前提に立ち、日常的にいじめの未然防止に取り組む。本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりを進める。

## 2 本校におけるいじめ防止のための基本的な姿勢

いじめ防止のために、教職員が一丸となって子どもたちが充実した学校生活を送れるように努力、改善をしていく。

- 学校、学年、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合う温かな人間関係を築く。
- 学校、学年、学級内にいじめを許さない雰囲気を作り、いじめを未然に防止する。
- 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級活動、を充実させる。
- 学校全体でのたてわり班活動を充実させ、互いに支え合う心を醸成する。
- 児童一人一人の変化に気付く感覚や、児童・保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- いじめを早期に発見し、組織的対応を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。

### 3 校内組織

昌平小学校いじめ対策は、以下の2組織を中心に活動を行う

○いじめ対策委員会（校内組織）

○昌平小学校健全育成サポートチーム

（いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置組織）

- (1) 校務分掌に「いじめ対策委員会」を位置づける。構成は、校長、副校長、生活指導主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、その他校長が認める者とする。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、当該担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- (4) 専門家及び外部機関との連携を円滑に行うために「昌平小学校 健全育成サポートチーム」を置き、いじめ問題の対応にあたる。校長、副校長 主幹教諭、生活指導主任 弁護士 臨床心理士 学識経験者、警察、民生児童委員、指導主事 スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラーから構成する。
- (5) 両組織は、学校に既設してある各分掌と連携を取り、いじめ対策についての活動に働きかけ活動を行う場合がある。
- (6) 学校評価においては、年度毎の取組において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を学校便りなどで公表し次年度の取組の改善に生かす。

## 4 未然防止のための取り組み

いじめは、どの学校、学級どの子どもにも起こりうることを認識し、昌平小学校では以下の取り組みをはじめとしていじめの未然防止に努める。

### 【職員が身に付けるべきいじめ解決のための力】

- ・お互いを尊重し合い、助け合う学級風土を醸成できる力
- ・人権尊重の意志
- ・いじめを見過ごさない洞察力  
(職員の取り組み)

○いじめ等に関する教員研修の実施及び教職員の対応力向上

○月一回、職員会議での人権プログラム(学校教育編)を活用しての人権教育研修

○道徳授業の充実のため、専門家「心の教育コーディネーター」を効果的に活用し、人権尊重の精神、自己有用感の肯定、などを育む授業に力を入れる。

### 【児童に身につけさせたいいじめ解決のための力】

- ・自己肯定感
- ・規範意識
- ・他者とのコミュニケーション能力
- ・人に対する思いやり、想像する力

(児童への働きかけ)

○人間関係づくりを目的とした「フレンドシップ・サポート」を実施(小4～小6)各3回

○毎月第3週を人権週間とし、全校朝会での校長講話、いじめ防止のためのVTR視聴を行いいじめは許さないという信念を児童に育む。

### 【保護者に知ってもらいたい役割】

- ・子どもの教育について第一義的な責任は家庭にあること。
- ・どの児童もいじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しない指導をするとともに、いじめ被害にあった時は、相談できる関係を常日頃から保護者同士で築くこと。
- ・児童に正しい生活習慣を身に着けさせること。
- ・児童と過ごす時間を大切にし、その悩みなどを聞くなどの十分な会話をすること。
- ・からかいやふざけも、一方的であれば、いじめと捉え判断すること。

(保護者への働きかけ)

○学校便り、学年便り、PTA運営委員会などを活用し、随時子どもたちの状況を報告するとともに、いじめに対する学校の考え方を発信するとともに保護者のいじめに対する認識を高めていく。

○インターネットにおけるいじめ防止に向けて、親子で学ぶ「情報モラル」を実施する。

## 5 早期発見のための取り組み

いじめは、様々な場面で起こりうることを意識して、当該者に事情を聴くなどをして、早期に解決が図れるように最善を尽くす。  
職員間では、迅速に情報の共有化を図り、組織的に対応する。

### (1) 児童への取り組み

- 児童に毎月のアンケートをとり、学習への満足度、学級の雰囲気への満足度を確認すると共に、いじめを感じているかどうかを個別に問う。
- 毎月第3週を人権週間と位置づけ、全校朝会で校長が人権尊重、生命尊重の講話を行う。
- 校長室前のふれあいポストの活用。(日常的に) 思いを直接校長に伝える手立て。
- 毎週の生活指導朝会での聞き取り、共通理解。
- 都費及び区費スクールカウンセラーによる4年・5年・6年の全員面談。
- 毎月の人権VTRの視聴と一言感想の記入。
- たてわり班活動による、互いの信頼関係の醸成。

### (2) 職員体制

- いじめに対する基本方針の共有
- 教職員間の情報交換
- 学年間、低、中、高学年での情報交換の充実
- 週に1度の生活指導全体会での報告
- SLS(スクールライフサポーター)及び指導員・学習生活支援員からの報告書の提出(毎回)
- 職員研修の充実(人権研修を毎月職員会議の中に位置づけて行う。)

## 6 早期対応のための取り組み

いじめを発見したら、学校全体の問題としてとらえ、昌平小学校全体の課題として取り組み解決のため全力を尽くす。

- 教職員の校内連絡体制の確立（生活指導部、いじめ対策委員会の設置、健全育成サポートチームへの報告）
- 保護者との連携、教育委員会・関係諸機関との連携（警察との連携を含む）
- 出席停止等の措置

### いじめ発見からの対応

#### ①事実発見・報告

- ②第1次緊急対策会議（事実状況確認と当該児童への聞き取り方針）
- ③当該児童への事実確認（聞き取り調査）
- ④第2次緊急対策会議（聞き取りを受けてからの学校対応について）

#### ①事実発見・報告

- ・報告（いじめ発見者の情報確認 管理職に速やかに報告を行う）
- ・管理職は速やかに千代田区教育委員会に報告を行う。
- ・いじめ発見者は、直ちに「いじめ発見報告書」に記載を行う。（報告書例1）
- ・管理職は「いじめ対策委員会」を招集する。

#### ②第1次緊急対応会議

- ・いじめの状況確認（日時、場所、いじめ関与と思われる者すべての氏名・様態 等）
- ・いじめ関与者についての最近の学校・家庭での様子、言動、性格、特徴など）
- ・他の児童、家庭および教職員が本件について知っていること
- ・これまでの問題行動

以上のことを報告し、当該児童への事実確認をおこなう。

確認後当該者への事実確認のための役割分担を行う。

- ・事実確認のための役割分担
- ・被害児童、加害児童への聞き取り
- ・周辺児童への聞き取り
- ・関係保護者への連絡・指導・支援

#### ③当該児童への聞き取り

#### ④第2次緊急対応会議

- ・聞き取りを受けての指導方針及び指導体制の決定

### \*インターネットや携帯電話を利用したいじめに対する対応

- ・インターネット上に本校児童及び本校に係る不適切な書き込みを発見した場合には、直ちに削除する措置を取る。その際は、東京都法務局などの協力を求める。児童の生命や財産などに重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに万世橋警察署に通報し、適切な支援を求める。また、千代田区教育委員会に報告するとともに、和泉小学校、千代田小学校、お茶の水小学校、神田一橋中学などの近隣校に連絡を入れる。

## 7 重大事態への対応

千代田区教育委員会、健全育成サポートチーム、その他各関係機関に連絡を取り、支援・協力を仰ぎ、対応を行うことで、児童に最善のサポートを行う。

※本方針においての重大事態とは、児童の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いのある事態または、児童がおおむね 30 日間以上の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案のことをいう。

○千代田区教育委員会への報告・連携・調査

○千代田区教育委員会の指示のもと各関係機関（警察、児童相談所など）との連携を図る。

○健全育成サポートチームの活用（招聘、アンケートなどを実施して実態の把握を行う）

○校内連絡においては、主幹教諭・主任教諭及び各学年主任を招集したり、必要な場合は、緊急職員会を開いて、事態の共通理解を図る。

○いじめを受けた児童やその保護者、その他の児童・生徒への心のケア

## 8 学校評価（検証と改善）

○いじめの早期発見に関する取組、及び再発防止のための取組を項目へ入れ、適正に評価し改善を図る。

○学校運営連絡協議会やPTAとの連携を行い、検証と改善に努める